**最新の特殊車両通行許可制度に係る講習会開催について**

　重量超過車両の通行が道路橋の劣化に与える影響は大きく、国交省では平成２７年２月２３日より車両制限令に定める基準の２倍以上の重量超過の悪質違反者に対する厳罰化を進めております。

　現地取締りで違反を確認した場合は、即時に**告発**（レッドカード）の対象となります。

※告発による罰則⇒●道路法１０２条（無許可）により、１００万円以下の罰金　等

　また、大型車両の許可基準に関する保安基準の見直しと、車両の通行許可手続きを定める省令の一部改正がありましたので下記のとおり講習会を開催いたします。

　大型車両を保有している事業者は、特に受講されることをお薦めいたします。

１．開催日時　平成２７年６月１９日（金）１３：３０～１６：３０

２．開催場所　鹿児島県トラック研修センター　２階大講堂

　　　　　　　　　（鹿児島市谷山港2丁目4-15）

３．講習会内容　「車両制限令違反車両に対する指導取締の現状と課題について」（仮題）

　　　　　　　　　「特殊車両に係る最近及び今後の法令・通達改正状況について」（仮題）

４．講師　（公社）全日本トラック協会　輸送事業部

　　　　　　　　　　西日本高速道路㈱　九州支社

５．定員　約１００名　※同一事業者より複数名受講可（定員になり次第締切ります。）

６．参加申込方法　下記申込書にご記入の上、６月１２日（金）までにＦＡＸ（099-262-5500）に

　　　　　　　　　てお申込みください。

７．その他　※駐車場は限りがありますので乗合せをお願いします。停めきれない場合は、

　　　　　　　　　鹿児島運輸支局に誘導する場合があります。

**「最新の特殊車両通行許可制度に係る講習会」参加申込書**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会　社　名 |  | |
| 参加者氏名 |  |  |
|  |  |

お問合せ先：鹿児島県トラック協会　適正化事業課

　　　　　　電話　099-210-9498　■**ＦＡＸ　099-262-5500**